

○美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

平成31年3月20日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理を行い、市民等の権利利益を保護するとともに、市民等が安全で安心して暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、鉄道の駅の自由通路、公の施設及び市の庁舎等の事務所で不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために固定して設置する撮影装置であつて、録画装置を備えるものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は本市を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像で、記録媒体に記録されたもののうち、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は運用するものは、市民等がその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

(設置運用基準)

第4条 防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、設置の目的その他の規則で定める事項を定めた防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定めなければならない。

- (1) 市
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行う指定管理者をいう。以下同じ。）
- (3) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体
- (5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 前項第2号から第6号に掲げるものは、防犯カメラを設置するときは、規則で

定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更するときも、同様とする。

(届出義務者等の責務)

第5条 前条第1項各号に掲げるもの(以下「届出義務者」という。)は、防犯カメラを設置するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数をこの条例の目的に照らして必要最小限の台数とすること。
  - (2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限の範囲とすること。
  - (3) 防犯カメラの管理及び運用を適正に行わせるために、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くこと。
  - (4) 防犯カメラの運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する防犯カメラの運用に関する責務を受託者に遵守させること。
- 2 届出義務者で防犯カメラを設置したもの(以下「設置者」という。)は、撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨その他の規則で定める事項を表示しなければならない。
- 3 設置者(市を除く。第10条、第11条第1項及び第13条第2項において同じ。)は、防犯カメラを廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(設置者等の責務)

第6条 設置者、管理責任者及びこれらを補助する者(以下「設置者等」という。)は、設置運用基準を遵守し、防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

- 2 設置者等は、防犯カメラで撮影した画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後も、同様とする。

(画像データの適正な取扱い)

第7条 設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流出及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 画像データを保存する場合には、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存すること。
- (2) 画像データの表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。
- (3) 画像データを保管するときは、盗難、散逸等を防止するために、施錠することができる保管庫を使用する等必要な措置を講ずること。
- (4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 設置者は、画像データを防犯カメラの設置目的以外に利用すること（以下「目的外利用」という。）又は第三者に提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 設置者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) 画像データから識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき。

(2) 法令に定めがあるとき。

(3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

3 設置者は、前項の規定により外部提供をするときは、画像データの提供を受けるものに対し、外部提供に係る画像データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は漏えいの防止その他の画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(画像データの開示)

第9条 設置者は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、本人に対し、必要と認められる範囲内で合理的な方法により、当該画像データを開示するよう配慮しなければならない。

(報告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、その管理する防犯カメラの設置及び運用について報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第11条 市長は、第5条から第9条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を採るべき旨の指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わないものに対し、期限を定めて、当該指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条第2項の規定による勧告を受けたものに意見を述べる機会を与えなければならない。

(苦情への対応)

第13条 設置者は、当該防犯カメラの設置又は運用について市民等から苦情があったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 市民等は、前項の規定による設置者の苦情への対応に不服があるときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な対応をしなければならない。

(市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)

第14条 市及び指定管理者においては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、画像データの取扱いについては、美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）の定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に防犯カメラを設置しているもので第4条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当するもの（以下「既存設置者」という。）は、この条例の施行の日から起算して3月以内に、市長に届け出なければならない。

3 既存設置者については、前項の規定による届出がなされるまでの間は、第5条から第13条までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して3月を経過した後は、この限りでない。